

令和7年度 第1回 伊那市美術館協議会 次第

日時 令和7年7月23日（水）午前10時

会場 信州高遠美術館

1 開 会

2 あいさつ

(1) 教育長

(2) 会長

3 協議事項

(1) 令和7年度事業について

(2) 令和8年度事業について

(3) 令和8年度展示室貸館規程に基づく展覧会の承認について

4 その他

5 閉 会

伊那市美術館協議会委員名簿（令和7年4月）

（任期：令和6年7月2日～令和8年7月1日）

氏 名	住 所 等	所 属	備考	選定 部会
伊東 重明	上の原	伊那市民美術会		○
大脇 弘造	美篤	伊那美術協会	会長	○
山崎 重幸	東春近小学校	伊那市校長会		○
中山 勝司	長谷溝口	伊那市社会教育委員会議		
北原 秀志	長谷公民館	伊那市公民館運営協議会	職務 代理	○
黒河内京子	高遠町西高遠	伊那市商工会		
今牧 博美	東春近	伊那市女性団体連絡協議会		
原 未那美	西箕輪	伊那市観光協会		
伊藤 仁八	高遠町長藤	原田政雄コレクション遺族代表		○

教育委員会

氏 名	職 名	備 考
福與 雅寿	教育長	
高嶋 利幸	教育次長	
柴 千恵美	生涯学習課長	
捧 剛太	信州高遠美術館 館長	
馬場 文教	〃 副館長	
佐伯 有香	〃 学芸員	
藤澤八重子	〃 職員	
宮下 千瑛	〃 職員	
池上 岳士	〃 職員	

3 協議事項

信州高遠美術館の収蔵資料は、原田コレクションと郷土ゆかりの作家の作品からなり、この資料の調査研究と展示を目的として美術館が設立された。その後、平成26年度には、魅力ある美術館事業を推進するため美術館事業検討委員会による検討がなされ、検討結果が報告されている。

これらを受けて、収蔵資料の調査研究と展示、魅力ある美術館事業を推進するため各種事業を次のとおり実施する。

(1) 令和7年度事業について

ア 企画展

- (ア) 「収蔵作品秀作展～伊那に伝わる美の系譜～」(全館)
会 期 3月8日(土)～5月18日(日)
入館者数 3,519人
入 館 料 1,015,300円
- (イ) 【貸館】「美術交流展2025 in 高遠」(第1展示室・市民ギャラリー)
会 期 5月24日(土)～6月8日(日)
入館者数 318人
貸 館 料 112,000円
- (ウ) 「収蔵作品展 4人の郷土作家」(第2展示室)
会 期 5月24日(土)～6月8日(日)
入館者数 318人(再掲)
入 館 料 (イ)と同時開催のため無料
- (エ) 「伊那谷現代作家6人展」(第1展示室・第2展示室)
会期 6月14日(土)～7月27日(日)
- (オ) 「若手アーティスト展 ふうけいのまにまに」(全館)
会期 8月2日(土)～10月5日(日)
- (カ) 【貸館】「円室ギャラリー企画展」(第1展示室・第2展示室)
会期 10月11日(土)～10月26日(日)
- (キ) 「戦後80年展 創造の翼を広げる作家たち」(第1展示室)
会期 11月1日(土)～1月30日(金)
- (ク) 「収蔵作品展 魅惑のガラス世界」(第2展示室)
会期 11月1日(土)～1月30日(金)
- (ケ) 「東京藝術大学連携40年展」(全館) 会期 3月21日(土)～5月31日(日)

イ 市民ギャラリー展

- (ア) 「収蔵作品秀作展」 3月8日(土)～5月18日(日)
- (イ) 「美術交流展2025 in 高遠」 5月24日(土)～6月8日(日)
- (ウ) 「高遠三女のコラボ展Ⅲ」 6月14日(土)～7月2日(水)
- (エ) 「天野マサカツ油彩画展 一彩 景色一」 7月6日(日)～7月27日(日)
- (オ) 「若手アーティスト展」 8月2日(土)～10月5日(日)

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (カ) 「ジェッター・ジョーンズ写真展」 | 10月11日(土)～10月26日(日) |
| (キ) 「野澤繁子 身近な描写展」 | 11月1日(土)～11月24日(月・振) |
| (ク) 「いとう岬と7人の女流作家展」 | 11月29日(土)～12月15日(月) |
| (ケ) 「アートスクール作品展」 | 令和8年1月10日(土)～2月1日(日) |
| (コ) 「高遠高校卒業制作展」 | 1月19日(土)～2月1日(日) |

ウ アートスクール

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| (ア) 刺繍講座(中村鹿林先生) | 5月11日(日) |
| (イ) ポーセラーツ講座(松澤美保先生) | 6月28日(土) |
| (ウ) パンチニードル講座(福島美絵子先生) | 7月13日(日)・11月2日(日) |
| (エ) デッサン講座(伊藤久志先生) | 7月19日(土) |
| (オ) アクリル画講座(北原勝史先生) | 8月10日(日)・9月13日(土) |
| (カ) 陶芸講座(浦野真吾先生) | 9月14日(日)・10月25日(土) |
| (キ) 絵手紙スケッチ講座(坂本勇先生) | 9月27日(土) |
| (ク) 書道講座(泉石心先生) | 10月11日(土) |
| (ケ) 日本画入門講座(高崎昇平・村田裕生先生) | 10月19日(日) |
| (コ) スマホ写真講座(笹川寛司先生) | 11月1日(土) |
| (サ) 風景スケッチ講座(坂本勇先生) | 11月15日(土) |
| (シ) 年賀状ステンシル講座(佐伯有香先生) | 12月13日(土) |
| (ス) お正月フラワーアレンジメント講座(矢島修先生) | 12月20日(土) |

エ ミュージアムコンサート

「小坂紘未ピアノリサイタル」

【期日】令和7年6月1日(日) 【入場者数】69人 【入場料】82,500円

オ 貸館事業

【ロビー(コンサート、発表会)】11件、【展示室】2件 (7月10日現在)

カ 東京藝術大学連携事業「伊那市×東京藝術大学デザインプロジェクト」

東京藝術大学の講師、大学院生による子どもワークショップを実施する。

【名称】～藝大生と一緒に季節を描こう～ いろ・いろ・いろ・いろ お花見

【期日】令和7年10月12日(日)

【場所】高遠閣

キ 施設整備等

- (1) 信州高遠美術館照明LED化ほか改修工事

【契約金額】 工事_36,300,000円、監理_1,540,000円

【工 期】 契約の日～令和8年3月19日

【休館期間】 令和8年2月1日～3月19日

- (2) 信州高遠美術館内無線LAN設備構築等工事

【契約金額】 594,000円

【工 期】 令和7年7月9日～8月31日

(2) 令和8年度事業について

ア 企画展

- | | |
|---|------------------------|
| (1) 「東京藝術大学連携40年展」(全館) | 3月21日(土)～5月31日(日) |
| (2) 貸館「美術交流展2026 in 高遠」(第1展示室) | 6月6日(土)～6月21日(日) |
| (3) 「収蔵作品展」(第2展示室) | 6月6日(土)～8月16日(日) |
| (4) 「収蔵作品展」(第1展示室) | 6月27日(土)～8月16日(日) |
| (5) 「若手アーティスト展」(全館) | 8月22日(土)～10月25日(日) |
| (6) 貸館「奥村憲作品展」(第1展示室) | 10月31日(土)～11月15日(日) |
| (7) 「収蔵作品展」(第2展示室) | 10月31日(土)～12月6日(日) |
| (8) 貸館「円室ギャラリー企画展」(第1展示室) | 11月21日(土)～12月6日(日) |
| (9) 「合併20年記念 未来を織りなす 伊那市小中高生美術作品展」(第1展示室) | 12月12日(土)～令和9年1月17日(日) |
| (10) 「収蔵作品展」(第2展示室) | 12月12日(土)～令和9年2月28日(日) |
| (11) 「収蔵作品展」(第1展示室) | 令和9年1月23日(土)～2月28日(日) |
| (12) 「観桜期企画展」(全館) | 3月6日(土)～5月16日(日) |

イ 市民ギャラリー展

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (ア) 「東京藝術大学連携40年展」 | 3月21日(土)～5月31日(日) |
| (イ) 「美術交流展2026 in 高遠」 | 6月6日(土)～6月21日(日) |
| (ウ) 「中島美恵子展」 | 6月25日(木)～7月19日(日) |
| (エ) 「宮崎守旦(もりあき) 遺作展」 | 7月25日(土)～8月16日(日) |
| (オ) 「若手アーティスト展」 | 8月22日(土)～10月25日(日) |
| (カ) 「奥村憲作品展」 | 10月31日(土)～11月15日(日) |
| (キ) 「円室ギャラリー企画展」 | 11月21日(土)～12月6日(日) |
| (ク) 「久保村厚写真展」 | 12月12日(土)～令和9年1月13日(水) |
| (ケ) 「高遠高校芸術フェスティバル」 | 令和9年1月16日(土)～2月7日(日) |
| (コ) 「第19回アートスクール展」 | 2月13日(土)～2月28日(日) |
| (サ) 「観桜期企画展」 | 3月6日(土)～5月16日(日) |

ウ その他

- (1) アートスクール
- (2) ミュージアムコンサート
- (3) 貸館事業
- (4) 東京藝術大学連携事業

(3) 展示室貸館規程に基づく展覧会の承認について

ア 美術交流展2026 in 高遠

会 期：令和8年6月6日（土）～6月21日（日）

展示室：第1展示室・市民ギャラリー

主 催：美術交流展2026 in 高遠 実行委員会（事務局：群馬県前橋市 酒井重良）

入場料：無料

イ 奥村憲作品展

会 期：令和8年10月31日（土）～11月15日（日）

展示室：第1展示室・市民ギャラリー

主 催：奥村 憲

入場料：無料

ウ 円室ギャラリー企画展

会 期：令和8年11月21日（土）～12月6日（日）

展示室：第1展示室・市民ギャラリー

主 催：円室ギャラリー（代表：陳斌（ちん ひん））

入場料：無料

信州高遠美術館展示室貸館規程に基づき、上記展覧会の開催について、美術館協議会の承認を求めます。

○伊那市美術館条例

平成18年 3 月 31 日
条例第185号

(設置)

第1条 美術に関する資料の収集、保管及び展示を行い、その教養、調査研究等に資することにより、地域文化の発展に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定により、美術館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 信州高遠美術館

位置 伊那市高遠町東高遠400番地

(開館時間)

第3条 信州高遠美術館（以下「美術館」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、伊那市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 美術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 火曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日

(3) 12月28日から翌年の1月3日まで

(入館料)

第5条 美術館の展示資料等を観覧する者（以下「観覧者」という。）は、別表に定める入館料を納付しなければならない。ただし、特別の展示をする場合は、その都度市長が別に定める入館料を徴収することができる。

(使用の許可)

第6条 美術館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第7条 前条第1項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(入館料又は使用料の減免)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であって特に必要があると認めるときは、入館料又は使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体が教育、学術及び文化の向上を図るため、展覧会、研修会その他これらに類するものに使用するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、特別の理由があるとき。

(遵守事項)

第9条 美術館の観覧者及び使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 展示施設、展示資料等を毀損し、又は汚損しないこと。
- (2) 館内においては静粛にし、他人に迷惑をかけないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が定める事項

(入館の制限等)

第10条 教育委員会は、美術館の管理上著しく支障が認められる者の美術館への入館を制限し、又は美術館からの退去を命じることができる。

(展示施設の使用許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、若しくは使用を停止させ、又は許可条件を変更することができる。

- (1) 第6条の規定による使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (2) 第9条の規定に違反したとき。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、美術館の使用を終了したとき、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用は使用者が負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 観覧者及び使用者は、施設等に損害を与えた場合には、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(美術館協議会)

第14条 博物館法(昭和26年法律第285号)第23条の規定により、美術館に、伊那市美術館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

3 委員の定数は、15人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第15条 美術館に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、協議会の推薦により市長がこれを委嘱する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の信州高遠美術館設置条例（平成4年高遠町条例第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年3月30日条例第14号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月23日条例第21号）

この条例は、令和2年3月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日条例第13号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条、第7条関係）

(1) 入館料

種別	区分	単位	金額
個人	一般	1人1回につき	500円
	小・中学生		150円
団体（20人以上）	一般		400円
	小・中学生		100円

備考 この表において「一般」とは、小学生及び中学生以外の者をいう。ただし、学齢に達しない者を除く。

(2) 使用料

区分	単位	金額
第1展示室	1室1日につき	8,000円
研修室		4,500円
ロビー	1日につき	5,000円
営利又は営業を目的とする場合	1日につき	10,000円
グランドピアノ	1台1回につき	3,000円
営利又は営業を目的とする場合	1台1回につき	6,000円

備考 ピアノの調律が必要な時は、使用者が行う。

信州高遠美術館美術資料等収集要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、美術作品及び美術に関する資料（以下「美術資料等」という。）を信州高遠美術館（以下「美術館」という。）において適正かつ円滑に収集するために必要な事項を定めるものとする。

(収集)

第2条 美術資料等の収集は、購入、寄附、寄託によるものとする。

2 収集する美術資料等は、原則として次の各号のいずれかに該当する作家の美術資料等とする。

- (1) 伊那市に生まれ、又は育った物故作家
- (2) 美術館の礎となった原田政雄が収集した作家
- (3) 信州伊那高遠の四季展審査員及び入賞作家等伊那市及び美術館にゆかりのある作家
- (4) 前3号に掲げるもののほか、伊那市及び伊那市教育委員会が必要と認める作家
(美術資料等選定部会)

第3条 伊那市美術館条例（平成18年伊那市条例第185号）第14条第1項に定める伊那市美術館協議会（以下「協議会」という。）に、美術資料等選定部会（以下「選定部会」という。）を置く。

(任務)

第4条 選定部会は、伊那市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 収集する美術資料等の選定及び評価に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、美術資料等の収集に関すること。

(組織等)

第5条 選定部会は、委員7人以内で組織し、協議会委員のうちから教育委員会が選任する。

2 委員の任期は、協議会委員の任期とする。

(部会長)

第6条 選定部会に部会長1名を置き、委員が互選する。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名し

た委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 選定部会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、部会長が必要と認めたときは、この限りではない。

3 選定部会の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 選定部会の事務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(評価員)

第9条 教育委員会は、選定部会の求めに応じ、専門的な調査を必要とする美術資料等について、当該美術資料等に関し識見を有する者（以下「評価員」という。）に調査を委任することができるものとする。

2 評価員は、教育委員会が選任する。

3 評価員の任期は、委任する調査事項の終了までとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

信州高遠美術館美術資料等選定基準

- 1 信州高遠美術館美術資料等収集要綱（以下「要綱」という。）第2条第2項に規定する作家は、原則として次の各号のいずれかに該当する作家とする。
 - (1) 官展、日展、院展の高位受賞者又は審査員
 - (2) 芸術院会員、文化功労者、文化勲章受章者
 - (3) 長野県展の知事賞受賞者、長野県展審査員
 - (4) 信州伊那高遠の四季展審査員
 - (5) 信州高遠美術館主催の企画展覧会を開催した作家
 - (6) 信州高遠美術館において現に作品を収蔵している作家
 - (7) 高遠藩ゆかりの作家
- 2 前項に規定する作家以外は、その作品の評価及び状態等を美術資料等選定部会において総合的に評価して判断する。
- 3 贋作及び真偽不明又は破損汚損が激しいなど収蔵後の利用が見込めない作品は、収集の対象としない。
- 4 作品については、適正な評価額を設定するよう努めるものとする。
- 5 所有権及び寄附寄託等の条件を申出者に確認するものとする。

(参考)

1 要綱第2条第2項第1号に該当する作家（郷土作家）

池上秀畝、伊藤眞之助、江崎孝坪、小坂芝田、春日清彦、戸田祐暉、登内微笑、
中村不折、山岸主計、美和晋、池上秀花、伊澤文谷、内田文皐

2 要綱第2条第2項第2号に該当する作家（原田コレクション作家）

上村松園、川島理一郎、木内克、熊谷守一、ゲルト・クナッパー、斎藤清、
中川一政、林武、張替正次、平櫛田中、福沢一郎、前田青邨、宮本三郎、
山本豊市、吉田三郎、深澤史朗、小泉清、土方久功、辻晋堂

3 要綱第2条第2項第3号に該当する作家（信州伊那高遠の四季展審査員及び入賞作家、ゆかりの作家）

荒木寛畝、大石隆子、川上一巳、高崎昇平、竹内徹、田中春弥、辻村八五郎、
中村琢二、平松譲、平山郁夫、福井爽人、藤澤麦草、村田裕生、若林利重、
大沼映夫、上村淳之、寺坂公雄、塗師祥一郎、中川紀元、江副行昭、篠原昭登、
有賀潤、山口進、佐藤雪洞

信州高遠美術館展示室貸館規程

1. 趣旨

信州高遠美術館（以下、「美術館」という。）は、原田コレクション展・区郷土作家展を中心に、美術館独自の企画展とともに、観桜期には多くの観光客や市民を対象に特別展を企画している。さらに今後、展示を希望する作家の展覧会として展示室を活用し、芸術文化の発展に寄与するために、必要な事項を定めるものとする。

2. 展覧会形態

- （１）主催―展示作家およびグループ、〇〇展実行委員会
- （２）協賛―信州高遠美術館

3. 展示作家

展示希望の作家、美術館等の推薦作家について、美術館協議会に諮り、承認を得るものとする。

4. 展示方法

- （１）貸館方式とし、使用展示室は原則として第１展示室・ギャラリーとする。
- （２）展示作家は、作品運搬、保険加入、展示・撤収作業、キャプション作成を行う。展示は、美術館の展示規程に基づいて行う。
- （３）開催時期は、美術館と協議する。会期は２週間を基本とする。

5. 展示室使用料

１日８，０００円

6. 入館料

会期中は無料とする。

7. 広報

展示作家は、美術館の承認のもとポスター・チラシ・DM等の作成、送付を行う。美術館は、市報・プレスリリース等を通じて広報する。

8. 施行期日

この規程は、令和元年９月１日から施行する。